

令和3年7月1日

戸籍謄本等の原本返却を希望される方へ

宮崎家庭裁判所

相続関係等を明らかにするために提出した戸籍謄本等の返却を希望される場合の取扱いを、以下のとおりとします。

- 1 相続関係等を明らかにするために提出した戸籍謄本等（*1）の返却を希望される場合には、戸籍謄本等の提出の際、①原本返却申請書、②戸籍謄本等の原本、③その写し（*2）、④原本返却用の封筒（切手を貼ったもの）又はレターパックを提出（送付）してください（*3）。
- 2 申請に基づき、職員が原本とその写しの内容が同一であることを確認した上で、後日、原本を返却します（*4）。

*1 返却の対象となるのは、相続関係等を明らかにするために提出した戸（除）籍謄本、戸（除）籍抄本、戸（除）籍記載事項証明書、住民票（除票を含む。）、登記・登録事項証明書、相続分譲渡証書、相続分放棄証書等です。

*2 写しを作成する場合には、原本の全てのページ（ふせん部分を含む）を漏れなくコピーしてください。

*3 遺言書の検認事件について、検認期日に返却を希望される場合には、④は不要です。

*4 原本返却後に裁判官の交代があり、又は上訴された場合に、新たな裁判官や上訴後の裁判官から、原本の提出や再度の原本提示を求められることがありますので御了承ください。